

# **地方分権の確立に向けた 財源確保に関する要望**

**平成25年11月**

**全国特例市市長会**

# 地方分権の確立に向けた財源確保に関する要望

## 1 地方分権を確立する財源確保について

住民に必要なサービスを地方自らが自主的、効率的に提供するために、国と地方の役割分担を明確化したうえで、地方が分担する役割に見合った財源措置を講ずること。

また、国庫補助負担金の改革のうち、国の責務として格差なく全国統一的な措置が望まれるものについては、国が直接事務を行うべきであり、地方に事務を求める場合は、システム改修等に要する経費も含め、国の責任において確実に財源保障し、地方に財政負担を求めないこと。併せて、国の歳出削減を目的とした単なる補助率の引き下げは、地方への一方的な負担転嫁であるため、是正すること。

さらに、地方がそれぞれの特色や地域資源を踏まえ、その魅力の開発や積極的な発信により、多種多様な地域経済の活性化や雇用創出事業を展開することは、地方分権の確立に向けて極めて重要であることから、その実現に向けて一層の財源確保を図られたい。

## 2 地方交付税について

地方交付税は、地方が基本的な行政サービスを提供することができる財源を保障するための地方固有・共有の財源であることから、地方自治体が直面している福祉、医療、子育て等の社会保障関係費、経年劣化による道路・橋梁、学校等の改修費用などの増大や、合併自治体の人口動態の変化や行政区域の拡大、市街地の分散化等、地方自治体の実情を的確に反映するため、算定方法の再構築を図ること。

また、地方債残高のうち臨時財政対策債の占める割合が増大の一途にある状況に鑑み、恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債への振替に頼ることなく、地方交付税の法定率を引き上げること等により、安定的な財政運営に必要な総額を確保するとともに、財源調整機能を強化すること。

さらに、地方との十分な協議を経ることなく、地方公務員給与費に係る地方交付税を一方的に削減する措置については、平成25年度限りとするとともに、同様の措置を今後行わないこと。

## 3 地方債制度の改善について

地方債は、地方公共団体にとって、中長期的視点による財源の効率的・安定的配分や将来にわたって債務の平準化を図るうえで重要な歳入項目である。

バリアフリー化や省エネルギー化、さらには、施設の長寿命化の視点から、現在起債の対象となっていない施設の改修事業費など、時代が要請する事業費の財源に地方債が充てられるよう、より柔軟な地方債の発行に配慮するとともに、公共施設の耐震化に向けた制度の拡充を図ること。地方債に関する制度の拡充に当たっては、交付税措置についても拡充を図ること。

また、平成24年度をもって終了している政府資金補償金免除繰上償還について、公債費負担の軽減の観点から、平成26年度以降において同様の財政措置を講じるとともに、年利等の対象要件の緩和を図ること。

#### 4 道路財源の充実について

地方の道路整備水準は国に比して低い状況にあることから、市町村が道路整備を計画的に行えるよう、社会資本整備総合交付金など、整備に係る財源の充実強化を図ること。

また、老朽化が進んだ道路施設の維持管理経費等の長寿命化対策に対する財源措置の充実を図ること。

#### 5 消費税率の引き上げに伴う地方財源の確保について

消費税率の引き上げに伴う地方の増収分については、社会保障関係経費に係る財源とすることとされているが、増収分の配分に当たっては、社会保障関係経費について基準財政需要額以上に地方が負担している現状を是正したうえで、地方の役割に見合った適切な財源措置を行うこと。

また、地方自治体が発注する委託や工事等についても、消費税率の引き上げに伴い経費の増加が見込まれるが、基準財政需要額の算定に当たっては、これらの経費の増を適切に反映すること。

さらに、低所得者向けの「簡易な給付措置」について、給付事務の実施に当たっては、可能な限り簡便かつ効率的な方法となるよう、地方と十分な協議を行うとともに、給付事務に係る所要経費については、地方の負担に転嫁することなく、交付金等による適切な財政措置を行うこと。

#### 6 合併市町村の実情に応じた財源措置について

市町村合併の効果として、スケールメリットによる行政コストの縮減が期待されているが、住民サービスの維持の観点から、旧市町村区域における支所の廃止が困難な状況にあるなど、合併後も削減しにくい経費があることに加え、交通インフラの整備や公共施設の統廃合・再配置など、合併により新たな経費が生じている状況にあるため、合併市町村の実情に応じた財源措置を行うこと。

また、合併算定替終了後に普通交付税が減少することが見込まれるが、「平成の大合併」によって市町村の姿が大きく変化したことに鑑み、新たな市町村の課題に対応した普通交付税の算定方法の見直しを行うこと。

## 7 都市税財源の安定的な確保について

償却資産に対する固定資産税の見直しを求める要望が関係省庁からなされているが、固定資産税は市税収入のうち大きな割合を占めており、その一部となる償却資産への課税に係る税収についても、安定的な行政サービスの提供に欠くことのできない重要なものであるとともに、中核市や特例市など、一定以上の行政規模を備えた地方自治体は、その行政区域に多くの工場等が立地しており、見直しによって大きな影響を受けるため、償却資産への固定資産税に関して現行制度を堅持すること。

自動車取得税の見直しに当たっては、行政サービスの提供に支障が生じることがないように、安定的な代替財源を確保すること。また、自動車重量税の見直しに当たっては、行政サービスの提供に支障が生じることがないように、所要の財源を確保すること。

ゴルフ場利用税については、ゴルフ場関連の財政需要に対する貴重な財源であることから、現行制度を堅持すること。

平成25年10月29日

全国特例市市長会

## 全国特例市市長会名簿

会 長	鳥 取 市 長	竹 内 功
副 会 長	春 日 井 市 長	伊 藤 太
副 会 長	茅 ヶ 崎 市 長	服 部 信 明
監 事	太 田 市 長	清 水 聖 義
監 事	明 石 市 長	泉 房 穂
	八 戸 市 長	小 林 眞
	山 形 市 長	市 川 昭 男
	水 戸 市 長	高 橋 靖
	つ く ば 市 長	市 原 健 一
	伊 勢 崎 市 長	五 十 嵐 清 隆
	熊 谷 市 長	富 岡 清
	川 口 市 長	岡 村 幸 四 郎
	所 沢 市 長	藤 本 正 人
	春 日 部 市 長	石 川 良 三
	草 加 市 長	田 中 和 明
	越 谷 市 長	高 橋 努
	平 塚 市 長	落 合 克 宏
	小 田 原 市 長	加 藤 憲 一
	厚 木 市 長	小 林 常 良
	大 和 市 長	大 木 哲
	長 岡 市 長	森 民 夫
	上 越 市 長	村 山 秀 幸
	福 井 市 長	東 村 新 一
	甲 府 市 長	宮 島 雅 展
	松 本 市 長	菅 谷 昭
	沼 津 市 長	栗 原 裕 康
	富 士 市 長	鈴 木 尚
	一 宮 市 長	谷 一 夫

四日市市長  
岸和田市長  
吹田市長  
枚方市長  
茨木市長  
八尾市長  
寢屋川市長  
加古川市長  
宝塚市長  
松江市長  
呉市長  
佐世保市長

田中俊行  
野口聖  
井上哲也  
竹内脩  
木本保平  
田中誠太  
馬場好弘  
樽本庄一  
中川智子  
松浦正敬  
小村和年  
朝長則男